

Title	台湾における中国国民党と中央民意代表機構の関係に関する一考察：一九五〇年代を中心に
Sub Title	A study on interactions between the KMT and the National Representative Institutions in Taiwan during the 1950's
Author	松田, 康博(Matsuda, Yasuhiro)
Publisher	慶應義塾大学法学会
Publication year	2002
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.75, No.1 (2002. 1) ,p.489- 527
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	山田辰雄教授退職記念号
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20020128-0489

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

台湾における中国国民党と中央民意代表機構 の關係に関する一考察

——一九五〇年代を中心に——

松 田 康 博

- 一 問題の所在
- 二 党と国民大会・監察院の關係
 - (一) 中央民意代表機構の「万年国会」化
 - (二) 党と国民大会
 - (三) 党と監察院
- 三 党・立法院關係の制度
 - (一) 「革命民主政党」の相克
 - (二) 立法委員党部
- 四 党・立法院關係の実態——派閥政治——
 - (一) 立法院内の派閥構造
 - (二) 立法院内の公職選挙
 - (三) 立法院における党の公職選挙
 - (四) 中央政策委員會の設置
- 五 結 語

一 問題の所在

台湾において、中国国民党（以下、国民党）が一党独裁体制をとっていたことは衆目が一致するところである。⁽¹⁾ところが、国民党が国会をどう統制していたか、あるいは党と国会との間の相互関連に関する実証研究は少なく、明らかにされていない点が多い。党と政府・国会との関係が、各領域、各レベルでどのように働いて党の人事や政策が貫徹されていくのかについての有力な実証研究が極めて少ないからである。⁽²⁾

国民党と国会との相互関連に関する先行研究では、いわば「憲政論アプローチ」と呼べるアプローチが主流である。孫文は、民主憲政の新国家を建設するために、革命建国の段階を軍政、訓政、憲政の三つに分けた。このアプローチは、一九四八年以降、台湾撤退後の「改造」⁽³⁾を経て、国民党・国府が、「中華民國憲法」（以下、憲法）にのっとった党政関係⁽⁴⁾を確立したことを前提に党政関係を研究するアプローチである。これらには、国史・党史研究に従事していた体制内知識人が、かつて一般の研究者には入手困難であった資料を利用した成果が多く、資料的価値の高い研究成果が少なくない。⁽⁵⁾「憲政論アプローチ」では、憲政時期の党政関係が、訓政時期よりも「進歩した」ことが強調される。そしてそこでは国民党の政府・国会に対する指導が当然視され、党による指導の「成功」が披瀝されることが多い。

本稿では、公開された中国国民党中央委員会党史委員会（二〇〇〇年に文化伝播委員会党史館に改称、通称は党史会）史料および各種回想録等を利用し、一九五〇年代における国民党と中央民意代表機構との関係の制度と実態に関する実証分析を行う。その際、以下の五つの視点から考察を進める。

第一点は、台湾撤退後、中央民意代表が事実上の「非改選」議員となったことが、党中央と中央民意代表機構

との関係にどのような影響を与えたかである。第二点は、国民大会、監察院、立法院の制度的な違いが、党との相互作用をどのように決定づけたかである。第三点は、国民党の属性である「革命民主政党」としての特徴が、党と中央民意代表機構との関係にどのような影響を与えたかである。第四点は、党が中央民意代表機構を統制するためどのような制度的措置をとったかである。そして、第五点は、立法院における派閥政治の実態が、党と立法院との関係にどのような影響を与えたかである。

以上の視点から、台湾の中央レベルにおける党政関係の特徴を明らかにすることができるものと考ええる。

二 党と国民大会・監察院の関係

(一) 中央民意代表機構の「万年国会」化

台湾の国府体制では、国会に相当する機関が三つあり、それらは中央民意代表機構と呼ばれている。まず国民大会は、主に正副總統の選出、罷免、憲法改正を行う機関であり、監察院は、弾劾権、會計監査権などを有した国家の最高の監察機関であり、立法院は、法律案、予算案、条約案等を決議する権限を有した国家の最高立法機関である。

訓政時期において、立法委員と監察委員は官選制であった。ただ国民大会代表だけは、早期の憲政移行を前提として一九三六年から三七一年にかけて選挙が行われ、大部分の代表が選出された。しかし日中戦争の勃発により、国民大会開催は中止され、結局一度も開催されなかった。その後紆余曲折を経て、一九四七年一月に、国民大会代表選挙はやり直された。立法委員は一九四八年一月に直接選挙で、監察委員は同年一月に各省・市議会、蒙古（モンゴル）・西藏（チベット）地方議会、および華僑団体による間接選挙で選出された。国共内戦を背景に、

各種選挙では中国共産党（以下、中共）とその友党である民主諸党派が参加しなかったり排除されたりした。

一九四九年から五〇年にかけて、中央民意代表が中央政府に追隨して台湾に撤退した後、彼等の地位には根本的な変化が生じた。それは、台湾に撤退したことで、台湾選出以外の中央民意代表が自分たちの選挙区を失ってしまったことである。このことは、「反攻大陸」に成功しない限り中央民意代表の定期的全面改選が不可能となってしまうことを意味する。特に立法委員の任期は三年と短いため、台湾に撤退して間もなく任期の延長と再延長がなされた。

もしも台湾を中心とした実効支配領域のみで中央民意代表の全面改選をすると、中央民意代表機構のみならず国府全体が中国大陆での代表性を失い、「民主憲政」を標榜し、国府がモンゴル（「外蒙古」）を含めた「中国全土」の主権を有しているという虚構の原則が崩れてしまいかねない。そして何よりも、選挙に勝利して政権を維持するために大量の台湾本省人を立候補させなければならなくなり、国民党は全「中国」を代表するというその性質を変えなければならない。あるいはそうした改革に失敗すれば、外来性の高い国民党は政権を失ってしまうかもしれないのである。

こうして中央民意代表は、「大陸反攻」の実現前は、改選を行わないことが定められ、事実上の「万年議員」、中央民意代表機構は「万年国会」と化してしまった。中央民意代表は、現行犯以外は逮捕または拘禁されないという特権があるため、⁽⁶⁾絶大な権力を有する総裁兼総統でさえ、彼らの中央民意代表としての地位に手を付けることは困難であった。しかも定期的に改選されないということは、再立候補の際に党から候補者としての公認を獲得するという過程さえ存在しないことになる。このため党中央の国民党籍中央民意代表への統制手段は非常に限られたものとなってしまった。それどころか、全「中国」の代表という国府の主張を維持するためには、中国本土で選出された中央民意代表の存在は必要不可欠でさえあった。こうした背景の下で、台湾において党と中央民

意代表機構との關係を、以下、制度と実態の両面から分析を加えることとしたい。

(二) 党と国民大会

国民大会は元來常設機關ではなく、總統の任期（六年）満了の九〇日前に召集されて集会するほか、臨時会の開催ができるだけの組織であり、合議体というよりも、むしろ正副總統選舉人団としての性質が強い。国民大会代表は、現職の官吏が任地の選舉区から當選してはならないという規定があるだけで（憲法第二九条）、總統府、五院、地方政府の官吏、および地方民意代表を兼務することが可能である。ただ實際には選舉区を変更してまで国民大会代表になる者は少なく、他の民意代表が国民大会代表を兼ねる例はほとんどない。国民大会代表は無給職であるため、台湾に渡った際、他の有給職を保持できなかった代表の多くは、まともな住居さえなく、しばらく難民のような生活をしていたという。

国民党の「改造」により、国民大会には中央直属の党団が設けられるようになったが、それは非公開である⁽⁸⁾。国会に相当する中央民意代表機構において、政党組織の存在を秘密にするのは奇異に感じられる。国会議員が所属党派の存在や党派としての活動を隠したりするのと同じだからである。また何よりも中央民意代表の大部分が国民党員であることは周知の事実であり、党組織の非公開化はきわめて不自然である。それは、中共との闘争のために、可能な限り党組織の秘密化を進めた結果であるものと考えられる。人数が多い国民大会代表（国大代表）は、まず省籍によって三人から二〇人の小組を組織し、小組の組長は党団の幹事会を構成する。幹事会には一人から一人の常設幹事を設け、これは幹事達が交代で担当する。党団は中央の命令を実行し、伝達しなければならないが、もしも重大な問題が発生したときは中央改造委員会（後には中央委員会常務委員会）が党団の成員全員を召集して会議を開くか、總裁に直接指示を仰ぐことになっている。

中央民意代表機構は、国民大会のみならず、いずれの場合も最終的には総裁の指示には従わなければならない規定になっている。憲法では、「總統は院と院の間の争いに對し、本憲法に規定があるものを除き、各院院長の会合を召集してこれを解決することを得る」ことになっている(第四四条)。しかし国民大会に関しては、總統を選出する機関であるため、憲法上總統が国民大会を指導したり、国民大会と他院との意見を調整したりする権限は存在しない。この点を見るなら、国民大会から選出される總統が総裁である場合、黨員の国民大会代表が總統兼総裁の指導を受け入れなければならないという規定は、憲法上の理念に必ずしも一致しない。党と国民大会との関係においては、ここでは党の優位が規定上明確である。そしてその上で総裁の権威を頼んだ領袖独裁が「党治」の最終的担保となっている。しかも、中央民意代表機構では、本土で選出された時点の派閥が人数の相対的増減はあったものの、そのまま存続していた。ゆえに、中央民意代表機構においては、後述するように党への小規模な「反乱」や派閥間闘争が繰り返された。

国民大会の場合、蔣介石と党中央が孫科を副總統に充てることを構想していたにもかかわらず、四回も投票を繰り返したあげく、広西派領袖である李宗仁副總統を選出した「前歴」があった。台湾移転後の国民大会は、憲法改正権(「創制復決権」)の行使により、「五五憲法草案」への回帰を試みようとして、憲法改正の動きを見せていた。⁽⁹⁾なぜなら、国民党籍の国民大会代表にとっては、「中華民國憲法」は制憲国民大会の場で、国民党以外の友党(中国青年党および民社党)の協力の下で制定されたため、孫文の憲法構想に最も近い「五五憲法草案」とは異なる憲法体系となっていたためである。⁽¹⁰⁾しかし、蔣介石は、あくまで大陸反攻が成功するまで、「中華民國憲法」の本文に修正を加えることを拒んだ。⁽¹¹⁾憲法に裏付けされた統治の正統性(「法統」)の完全性を保って大陸に帰るのが、蔣介石の目標だったものと考えられる。このため党は、自律的な動きをする国大代表を懐柔するた

めに、国民大会憲政研討委員會の設立などを通じて、「事実上の国民大会常設化」とも言える様々な妥協や利益

配分をしなければならなかった。⁽¹²⁾ いかなる名目や形式であっても、會議さえ開かれるならば、代表達の発言権は向上し、報酬も支払われるためである。

しかし、基本的に国民大会は職権が少なく、召集・開催回数も少なかったため、党中央にとって必ずしも面倒な存在ではなかった。また、国民大会の第二次大会は一九五四年に予定されていたため、「中国国民党国民大会党団組織綱要」の制定は、三つの中央民意代表機構内党組織に関する規定の中で、一番後回しにされた。このことから見ても、当初党中央は国民大会の統制に関して、比較的切迫感がなかったことが分かる。また、總統は国民大会によって選出されるが、国民大会と蔣介石總統が対立することはなかったし、党政關係が深刻な問題を抱えることは少なかった。一九五四年の第二次會議の際に、国民大会が總統の権限増大を定めた「動員戡亂時期臨時條款」を引き続き有効であるとし、一九六〇年の第三次會議の際には、憲法で禁じられた總統三選を、蔣介石のために同「條款」の修正によって「合法化」したことからそのことが分かる。

(二) 党と監察院

他方、監察院は公務員を監察するための常設機関であり、監察委員はその他公職を兼務することができない（憲法第一〇三条）。監察院には国民大会と同様、中央直属の党部が設けられ、これも同様に非公開である。⁽¹³⁾ 監察委員は九〇名余りと人数が少ないため、一〇人から一五人の小組の上に権力機関としての全体黨員大会があるだけの単純な組織構造となっている。党の政策を反映させるために、中央改造委員会が委員を派遣して調整したりするが、必要な時は總裁が直接指示を下し、中央改造委員会決定を経た後、同党部はそれを支持しなければならないことになっている。この点は国民大会と全く同じである。

しかし、党から見ると、監察院は公務員を監察する職権を持った常設機関であったがゆえに、党中央にとって

みれば国民大会よりもやっかいな存在であった。党の内部研究報告書によると、監察院では、「改造」を経た後も、以下のような「小反乱事件」が発生し、党を悩ませた。

第一の事例は、「孫立人事件」の報告書処理問題である。孫立人事件とは、孫立人総統府参軍長（元陸軍總司令）のかつての部下が反乱を計画し、しかも共産スパイ（「匪諜」）であったとして、関係者が処刑された事件である。この結果、孫立人は後半生のほとんどを軟禁させられた。⁽¹⁵⁾この事件に関して、陳誠を調査委員会主任委員とする「九人委員会」が一九五五年一〇月に調査報告書を発表した。ところが監察院国防委員会の調査小組は、翌月に異なった調査結果を記載した調査報告書を完成させた。「党政関係大綱」によると、「職務範囲内の関連政策の決定および執行を上級党部に常に報告し、指示あるいは意見の提起を求めなければならない」とあるが、監察院は、党への報告なしに独自の調査を行ってしまったのである。党は異なる内容を持つ二つの調査報告書が公表されることによって、政府の威信が低下しかねないと考え、監察院によって作成された報告書の公表を差し止めようと試みた。ところが結局党中央の勧告・指導により、調査報告書の公表は直前に延期が発表されたものの、そのことがかえって様々な憶測を生み、政府の威信は傷つく羽目に陥ったのであった。⁽¹⁶⁾

第二は、「国会連合会中国組」の構成員問題である。⁽¹⁷⁾国会連合会とは、世界各国の国会の代表によって構成される国際組織である。まず監察院が、立法委員と監察委員の双方によって構成される代表団を同組織に参加させるべきである、と主張した。これに対して立法院は、監察院と立法院のどちらが国府を代表する国会であるかについて、大法官會議に憲法解釈を求めるべきだと主張した。党中央はこの調停に乗り出し、結局中央委員會常務委員會が「我が国の立法院は、一般の民主国家の国会（議會）の基本的職権を行使しており、（中略）我が国と世界各国の国会（議會）との活動は、立法院が代表して参加すべきである」という決議を出した。ところが監察院は、中央委員會常務委員會の決議に反対し、自ら一方的に「国会連合会中国組」のメンバーを選定したり、抗議

の意を表明するため監察院党部の党委員が黨員大会に辞表を提出したりしたため、監察院の業務が長期に渡って滞った。中央民意代表機構として再出発したばかりの時点であるため、国会議員外交をどの組織が担当すべきかという問題は、役割分担の混乱が原因とも言える。しかしこの問題は基本的には監察院の「組織としての自己主張」が、党中央の権威を無視した事例であつたといふことができる。この問題は、党中央と監察院との関係がこじれた末に、大法官會議の憲法解釈によつて監察院の主張が退けられ、落着を見た。

第三は、俞鴻鈞行政院長弾劾案事件である。一九五七年一二月、監察院は、俞鴻鈞行政院長が提出した、軍人、公務員、教員等の待遇改善問題に関する対応に不服を唱え、行政院長弾劾案を提出した。⁽¹⁸⁾ 弾劾案の提出は、たつた一〇名の監察委員が會議を開催するだけで可能である。弾劾とは、民事で言えば起訴に相当するため、弾劾が成立した場合は、司法院の公務員懲戒委員会に送られ、審問と判決が下される（正副總統の罷免だけは国民大会の権限である）。つまり、この弾劾案は成立するとは限らなかったが、威信を傷つけられた俞鴻鈞は弾劾案が成立する前に辞職に追い込まれた。そして後任の行政院長に陳誠が再登板することで事態はようやく收拾された。これは弾劾案を提出した一一名の監察委員達が党中央の調停を拒絶し、弾劾案を堅持したため、一部監察委員による一種の「倒閣運動」が成功してしまつた事例であつた。⁽¹⁹⁾

監察院が、必ずしも党の意向に盲目的に追従せず、政府をチェックする機能を有していたことは、台湾における国府の政治体制が、限定的ながらも多元的であつたことを証明している。ただし、監察院は立法院と比べるなら、党政関係の「悪化」がもたらす影響は少なかったと言われている。⁽²⁰⁾ それは第一に、戒嚴令により行政権が肥大化した国家機関において、最も重要な機能を有する行政院は、立法院に対して責任を負うのであつて、監察院が「反乱」を起こしてもその影響は比較的小さい。第二に、監察院は、立法院に比べて人数が六分の一しかないため、統制を取りやすいためであると考えられる。

三 党・立法院関係の制度

(一) 「革命民主政党」の相克

逆に言えば、このことはとりもなおさず、党の立法院に対する統制が最も困難であったことを意味する。党中央は、三つの中央民意代表機構の中で立法院に対する統制を最も重視し、切迫感をもって対処した。中央改造委員会が中央党部各組の組織・職掌を決定した後、最初に策定に着手した決議案は、党と立法院との関係を律する規定であり、党と国民大会および監察院との関係を律する規定ではなかった。中央改造委員会は早くも一九五〇年八月二二日に開催された第九次会议で、「中国国民党立法委員臨時党部組織綱要」を制定している。⁽²¹⁾それは検討・修正を経て、同年九月二〇日に「中国国民党直屬立法委員党部組織綱要」⁽²²⁾として正式に制定された。同規定の制定は、党政関係の根本規定であるはずの「中国国民党党政関係大綱」や党と国軍を律する規定の制定よりも遙かに早かったのである。このことは党と立法院との関係こそが、党政関係で最も切迫した重要な領域であることを意味している。

ところが、立法委員から党部を中央「直屬」にしたことに対して疑義が提出された。⁽²³⁾結局は党中央が、この動きを「派閥門戸觀念を強調する者」⁽²⁴⁾として退け、一九五一年八月一三日に「中国国民党立法委員党部組織規程」を正式に制定するにいたった。⁽²⁵⁾つまり、最初の「組織綱要」制定後一年の時間をかけ、黨員の立法委員からの意見徴収を丹念に行い、しかもその意見を反映する形で同「規程」の修正作業は進められた。⁽²⁶⁾国民大会や監察院がこのような重視を党中央から受けることはなかった。結果として選択されたのは「規程」の名称から「直屬」の表現を取り去り、そのかわり第一条に「中央に直屬する」という表現を残すという、折衷的な解決方法であった。

なぜ、党中央と国民党籍立法委員は「直屬」という文字の有無で争ったのか。この争いは、「革命政党」としての国民党と「民主政党」としての国民党の根本的相克を体现していた。立法院は国府体制の中ではまさに「国会」としての地位と体裁を有している。しかし、西側民主主義国における政党・国会間の関係と国府の党政関係との最大の違いは、「議会外政党」の組織と「議会内政党」の組織が指導・被指導関係になっていることにある。⁽²⁷⁾ 政党発生のプロセスが議会外にあった多くの社会主義政党と同様、国民党の起源は革命運動にあり、「議会内政党」は憲政移行後に形成された。⁽²⁸⁾ しかし、憲政移行直後に国府は大陸を失ったため、国民党は「大陸反攻」という「革命目標」をもって「改造」を行い、再出発した。その結果国民党は、党の属性を「革命民主政党」と規定し、組織原理として民主集中制を採用することを再確認したのである。

このため、中央改造委員会（後には中央委員会常務委員会）と総裁の指導に、党員である立法委員党部の構成員は服従しなければならない。いわゆる「党意」と「民意」の乖離はここに発生するが、後述するように規定上は、総裁の代表する「党意」が、立法委員の代表する「民意」に優越することになっている。中央改造委員には立法院からはC・C派有力立法委員である張道藩（後に立法院長）が指名されただけである。その後、中央委員会常務委員会には立法院長が選出される慣行ができあがったものの、中央委員会常務委員会において立法院を代表するのは立法院長一人にすぎない。つまり、国民党中央の権力構造は、決して議会中心に構成されていないのである。

(二) 立法委員党部

「中国国民党立法委員党部組織規程」によると、立法院にも、中央直属の立法委員党部が設けられ、他の中央民意代表機構の党団と同様、それは非公開組織である。⁽²⁹⁾ 立法委員党部は党員大会（全員）―委員会（常務委員三人、

委員一〇五人、候補委員三〇五人、秘書一人、総幹事、幹事、助理幹事各若干名) — 小組 (七—一人) という組織を有している。立法院は利害が錯綜する様々な法案や予算案を日常的に審議しているため、他の中央民意代表機構よりも重要度が高い。しかも立法院は、總統が指名した行政院長人事案に対して同意権を行使することができる(憲法第五五條)。したがって、もしも行政院長人事に不満がある場合は、同意票を減らして行政院長を牽制することさえできる。

正副立法院長候補、委員会の常務委員、委員、候補委員は黨員間の互選で決められる。党の「改造」は上から下へ、中央から地方へ改造委員を指名する手順を取って行われた。⁽³⁰⁾ところが、立法委員党部と監察委員党部の改造委員だけは、例外的に選挙で選ばれた小組長が兼任することになっているのである。民意代表機構の党部委員を党中央が指名することは、蔣介石の領袖独裁を推進した「改造」においても回避されたのであった。このことは、立法院が、独裁的な上からの改革であった「改造」過程にあっても、民主的な手続きが維持された特殊な機関であったことを示している。

言い換えるならば、立法院は党中央の意思に反する「独立王国」と化してしまう可能性を常に秘めており、党が立法院を統制するメカニズムが必要とされた。「中国国民党立法委員党部組織規程」によると、もしも大多数の黨員の意見と党中央の決定が一致しないときがあれば、党中央が委員を派遣して説明を行い、必要な時には直接總裁に指示を請うことになっている。この点、監察院および国民大会における党団と規定上全く同様である。

四 党・立法院関係の実態—派閥政治—

(一) 立法院内の派閥構造

ところが、実態として、党が立法院を統制する民主集中制のメカニズムは、立法院の派閥政治のため、有効に機能しなかった。立法院には、一九四八年一月時点での「民意」が封じ込められており、当時の派閥闘争である「党閥之争」の構造と動向がそのまま反映されていた。

一九四八年に選出された第一期立法委員の党派構造は以下の通りであった。若干名の民社党、中国青年党、社会人士（無所属）がいたほか、絶対多数を国民党が掌握した。次に国民党内の大きな派閥集団としては、C・C派が構成する「革新倶楽部」と、黄埔軍官学校卒業生、復興社、および三民主義青年団（以下、三青团）出身者が構成する「新政倶楽部」（出身母体の頭文字を取り、「黄復青」とも呼ばれた）の二大派閥があり、互いに対立していた。第三勢力としては、政学系官僚と広西派を中心とした民主自由社（二四座談会と重複）があり、少数派閥として、朱家驊派、民主憲政社（別名、中社）等があった。朱家驊派と中社はもともとC・C派から分かれた派閥であり、中社の場合は後に中国青年党等の友党籍委員も包括した。一派で過半数に達する派閥が存在しなかったため、正副院長人事や、行政院長への同意権行使において、各派は合従連衡を繰り返した。特に童冠賢第二代立法院長は、党中央の予想外の人選であり、しかも童は李宗仁を支持して中共との和平を主張し、蒋介石とは全く相容れない路線を採った。このように、大陸時期の立法院の派閥政治は、不安定であった。³¹⁾

国民党と国府が台湾に渡った際、これら「和平派」の大部分は、童冠賢院長等とともに香港に残留して台湾に渡らず、いわゆる「第三勢力」を形成した。そして過半数の立法委員が台湾に渡ったものの、その過程で、C・C派は非主流へと転落した。一九五〇年代前半現在の立法院のおおまかな派閥分布は、表1の通りである。

最大派閥の座談会派は、陳誠行政院長に従う主流派であり、過半数を占めている。これは、かつて国民党と三青团の派閥闘争（「党閥之争」）の深刻さを認識した陳誠とその周辺が、立法院において党中央を擁護する中核となる集団を形成する必要性を実感し、渡台後に多数派工作を通じて作った立法院内の主流派集団である。座談会

表 1 - 1 立法院内の党派表 (1950-54 年現在)

座談会派	三青团 (黄復青) (座談会) (208)	王萬英、王広慶、王德箴、王治民、王竹咸、王宜声、王子野、牛踐初、周 南、張興周、劉建群、倪文亜、徐君佩、王耀漳、王汝泮、王長慧、王学超、白如初、白大誠、白建民、包華国、史宗周、石九齡、田亜丹、田誼民、田鎮南、石 堅、朱 点、朱紀章、朱如松、艾 時、伍根華、任国榮、伍智梅、李 定、李 荷、李天民、李曼瑰、李漢三、李漢鳴、李郁廷、李雅仙、李慧民、李曜林、李樹滋、李 清、李雨田、李繼武、沈友梅、沈之敬、沈家杰、余文傑、余富庠、余 拯、宋梅村、宋憲亭、何佐治、何景寮、杜均衡、成蓬一、汪秀瑞、束雲章、汪新民、邢淑巖、延国符、林 棟、林 慎、林作民、吳越潮、周天賢、周兆棠、吳春晴、姜佐周、房殿華、幸華鉄、邵鏡人、范苑声、胡 淳、胡長怡、胡維藩、胡廣年、段永慶、段克武、段劍岷、封中平、姚廷芳、侯紹文、郎維漢、徐中嶽、徐 銓、徐中齊、孫秉權、馬耐園、秦祖培、秦 傑、高廷梓、孫金柱、師連舫、唐国楨、凌英貞、涂公遂、韋永成、郭天乙、莊 静、陳介生、陳正修、陳顧遠、陳蒼正、陳訓念、張広仁、張希之、張季春、梅恕曾、曹 俊、張曉古、張其彭、崔学礼、崔書琴、崔唯吾、崔璞珍、梁 棟、許紹棣、陶 銘、陸宗騏、莫淡雲、費希平、馮正忠、黄 俊、黄佩蘭、黄節文、黄煥如、黄龍先、黄 通、黄建中、黄振華、程 烈、程毅志、湯如炎、項潤崑、傅晋媛、富静岩、雷鳴龍、賈維渠、楊寶琳、楊 粹、楊一如、楊覺天、楊遇儒、楊大乾、楊幼炯、董 微、詹純鑑、葉叶琴、葉叶渠、鄧志奮、趙炳琪、趙振洲、趙忠謨、趙石溪、趙家焯、趙公魯、趙自齐、漆中樞、齊 廉、裴存藩、滿擊雲、臧元駿、劉 真、劉 夷、劉 平、劉 漢、劉崇齡、劉兆勲、劉全忠、劉明侯、劉振東、劉効義、劉博崑、劉階平、劉湘女、劉広瑛、劉贊周、劉友琛、劉景健、蔣公亮、蔣肇周、鄭品聰、魯蕩平、滕昆田、潘廉方、潘維芳、鄧濤涛、盧崇善、閻孟華、閻実甫、錢 英、謝哲学、謝星曲、謝仁銘、儲家昌、魏惜言、韓 同、蕭 洒、蕭贊育、閔大成、羅 衡、龔舜衡、達穆林旺楚克。
	朱家驊派 (13)	王孝華、王任遠、王常裕、王啓江、包一汎、汪漁洋、李文斎、周慕文、張鴻学、頂潤崑、楊公達、劉郁中、羅大愚。
	中 社 (含友党) (16)	于汝洲、王子蘭、余凌雲、杜光垣、李 鈺、李公樞、周厚均、張明経、張金鑑、莫萱元、黄雲煥、楊一峰、楊家麟、董正之、戰慶輝、嚴廷颺。

表 1-2 立法院内の党派表 (1950-54 年現在)

C・C 派 (217)	王寒生、王大任、王述先、王秉鈞、丑輝瑛、方冀達、丘漢平、曲直生、吉佑民、周紹成、邱有珍、武誓彭、段 焯、高語和、陳鉄夫、張希哲、陳桂清、陽一如、黃 強、黃玉明、解文超、葉湖中、潘士浩、潘衍興、謝承炳、阿不都拉 (以上 26 名は後に C・C 新中央)。 于心澄、于錫來、于紀夢、王靄芬、王純碧、王新衡、王鴻韶、王漢生、王冬珍、王兆民、王仲裕、王南復、王夢雲、王德溥、毛 飛、牛進祿、尹述賢、石宏規、皮以書、全道雲、牟尚齋、朱有為、朱文德、朱貫三、伍家宥、江一平、安輔廷、安則法、仲肇湘、李永新、李煥之、李宏基、李秀芬、李繼淵、李琢仁、李永懋、李毓華、李郁才、李錫恩、谷正鼎、成舍我、宋述樵、杜希夷、杜荀若、狄 膺、何人豪、何佐治、何 適、何蓋民、汪寶瑄、宋漱石、林鳴九、林炳康、林競忠、吳望侶、吳延環、吳鑄人、吳 幹、吳雲鵬、吳竹銘、吳祥麟、周 敏、周傑人、金養浩、邵 華、祁志厚、胡鈍俞、胡建中、侯庭督、姜伯彰、相菊潭、苗啓平、洪 声、郎冰俠、姜紹謨、徐源泉、馬煥文、倪玉潔、夏景如、馬曉軍、馬俊德、馬樹礼、姬奠川、袁良驊、陳康和、陳紀澄、陳紹賢、陳紫楓、陳海澄、陳博生、陳 成、陳 洪、陳 素、陳 鉄、張 貞、張一清、張大田、張九如、張寶樹、張雨生、張子揚、張道藩、張志智、張清源、張廷鏞、張鴻烈、莫寒竹、梁肅戎、陸京士、畢圃仙、商文立、許占魁、許孝炎、許紹勤、許大川、郭紫峻、郭登敖、陶堯階、郭中興、習文德、覃 勤、程滄波、程福剛、彭爾康、彭善承、彭鎮寶、溫士源、黃哲真、黃国書、曾養甫、傅 岩、喬鵬書、喬一凡、馮大轟、楊 雲、楊致煥、楊管北、楊俊生、葉湖中、解子清、賈和甫、董其政、齊世英、趙 珮、趙巨旭、趙憲文、趙祖貽、趙文藝、趙淑嘉、趙炳琪、廖維藩、劉 杰、劉 暨、劉誌軒、劉啓瑞、劉錫五、劉文島、劉秋芳、劉譜人、劉衡静、鄧公玄、鄧青陽、鄧勵豪、德古來、樓桐孫、樊德潤、鄭震宇、広 祿、賴 璉、穆 超、霍戰一、駱啓蓮、錢劍秋、錢雲階、薛興儒、謝澄宇、謝剛傑、宮爾斌、藍文徵、薩孟武、魏壽永、魏佩蘭、韓中石、韓振声、蕭 錚、譚学融、譚惠泉、羅貢華、羅霞天、寶子進、龐壽峯、(以上 191 名は C・C 派の立場を堅持)。
一四座談会 (含友党) (12)	王沢民、王 俊、汪少倫、周雍能、袁其炯、陸福廷、陳茹玄、郭德權、張慶楨、彭醇士、孫桂籍、鄧翔宇。
民 社 党 (7)	王世憲、金紹賢、馬書城、孫繼緒、解子清、周樹声、蘇汝沄。

表 1-3 立法院内の党派表 (1950-54 年現在)

中国青年党 (10)	左舜生、李 璜、李公樞、余家菊、冷 彭、林可璣、徐漢豪、陳祖貽、曾 琦、劉子鵬。
不明・無所属 (79)	文 群、王孝英、王孟鄴、王開化、王漢倬、王升庭、王健海、王化民、史敏濟、白 瑜、冉寅谷、朱啓明、朱世龍、宋宜山、宋垣忠、任培道、李炳瑞、李東園、李薊蘅、李応生、李祖謙、李慶席、呂雲章、沈 沅、何正卓、孟広厚、杭嘉驥、林樹藝、胡秋原、俞松筠、唐嗣堯、馬潤庠、馬乘風、夏馥棠、徐宏玉、徐百川、柴春霖、夏涛声、孫慧西(元中共)、費 俠(元中共)、梁朝威、陶希聖、陳翰華、陳 衡、陳逸雲、陳際唐、陳錫珖、陳肅民(広西派)、張超良、張光涛、張翰書、湯汝梅、曾 彦、曾華英、程 琇、喻孝樞、黃仲榆、楊仲華、楊崇瑞、楊適生、愛美娜、雷 殷(広西派)、趙連芳、趙允義、柴 照、廖競存、潘朝英、蔡自声、劉志平、劉明朝、劉楚材、劉聖斌、劉我英、劉仲平、劉百閔、錢納水、韓玉符、蕭文鐸、羅万俔。

出所：立法院立法委員名鑑編輯委員會編『第一届立法委員名鑑』、立法院立法委員名鑑編輯委員會、出版地不明、1953 年。国史館徴校処時政科編『中華民国行憲政府職名録—自行憲至民国六十七年五月一』、台北、国史館、1988 年、245-250 頁。沈雲龍訪問・陳三井ほか紀録『周雍能先生訪問紀録』、台北、中央研究院近代史研究所、1984 年、167-170 頁。陸寶千訪問・鄭麗榕紀録『黃通先生訪問紀録』、台北、中央研究院近代史研究所、1992 年、272-284、293-320 頁。劉鳳翰ほか訪問・梁肅戎口述『梁肅戎先生訪談録』、台北、国史館、1995 年、61-90 頁。趙自齊口述・遯景徳・吳淑院訪問紀録整理『趙自齊先生訪談録』、国史館、台北、2000 年、86-124 頁。徐瑞希「遷台後立法院国民党派系之研究(第五至第八十三会期)」、台北、国立政治大学政治研究所修士論文、1989 年、81-82 頁。個別の委員の所属派閥に関しては、1952-90 年まで立法院中国国民党党部・党団で仕事をした裴作聖氏に対して 2000 年 12 月 28 日及び 2001 年 8 月 13 日に行ったインタビューにて確認を得た(以下、裴作聖インタビュー、2000 年 12 月 28 日、裴作聖インタビュー、2001 年 8 月 13 日)。その後、さらに C・C 派秘書を務めた梁肅戎元立法院長に対して、2001 年 8 月 15 日に行ったインタビューにて確認を得た。これは 1950 年代前半の立法委員 562 名(1 名は 2 つの党派に二重に参加)の派閥分類表であるが、台湾に渡らなかった一部立法委員を含む。また死亡や行政職等への転出による辞職等の事例も捨象したため、実数よりも若干多くなっている。また、座談会は派と C・C 派の人数も、関係各証言の数よりも多くなっているが、これも時期の違い等が原因となっているものと考えられる。また、朱家驊派や中社は、インタビューを受けた人が「座談会」として答えている可能性があり、このため同派のこの表の人数は実際の人数よりも少ない可能性がある。

派の中心勢力は新政俱樂部であり、後に『建設』という雑誌を発行していたため、建設座談会、または単に座談会（派）と呼ばれるようになった。前述したように、座談会派の主要構成員は黃埔系、復興社、三青团出身者であるが、三青团出身者が多数を含めるため、表一では、単に「三青团」という分類を用いた。また、座談会派は、後述する少数派閥やC・C派の一部を分断して取り込み、立法院内で一六〇〜一七〇名程度の集団となったという。同派の指導者は陳誠行政院長であったが、直接陳誠が彼等と会合をもつて組織的に指導していたかどうかはつきりしない。彼らは党中央の決定に服従し、陳誠行政院長を支えることを自らに課していた。⁽³²⁾

朱家驊派は、大陸時期にC・C派から分裂した派閥であり、C・C派との対立関係に陥ったため、三青团との関係が良好となり、台湾に移つてからは党中央に服従するようになったという。⁽³³⁾ 他方中社は、立法院の広州撤退後に、陳立夫の諒解の下C・C派から分裂した集団であり、民主憲政出版社を組織し、『民主憲政』という月刊誌を発行していたため、別名を「民主憲政雜誌社」とも言う。このほか、C・C新中央があるが、これは、一九五〇年代後半に、党中央の分断工作に応じてC・C派から分かれた集団を指す。⁽³⁵⁾ C・C新中央は智仁勇出版社を組織し、『新出路』という月刊誌を発行していたため、別名「智仁勇社」とも呼ばれた。⁽³⁶⁾ 元来C・C派から枝分かれたこれら少数派閥は、座談会派の傘下に入り、主流派として行政院の政策を擁護した。非C・C派系の非主流派閥としては、一四座談会が残った。一四座談会とは、立法院院会の開催日（火、金曜日）の前日（月曜日「星期一」、木曜日「星期四」）に集会することにちなんで付けられた名前である。構成員は広西派を中心とするが、呉鉄城（政学系）等も影響力を有していた。⁽³⁷⁾

そして、最大の非主流派は、革新俱樂部（C・C派）であった。⁽³⁸⁾ 主要構成員は、非転向のC・C派立法委員であり、陳立夫を精神的リーダーとしている（もう一人の指導者である陳果夫は一九五一年八月に病死）。彼らは党中央の分断工作によって少数派へと追い込まれたが、それでも完全に封殺されるという事態は発生せず、常に約一

六〇程度の議席を維持し続けたという。C・C派は台北市許昌街二六号で会合を開いていたため、別名「許昌街」と呼ばれた。許昌街二六号は、後に財団法人革新俱樂部の所在地となったが、これは立法院の非主流派閥が財団法人を合法的に設立することさえ可能であったことを示している。

このほか、無党籍、または全く無派閥の立法委員も存在していた。以上のように、立法委員の派閥属性は明確で、誰がどの派閥に属しているかは、誰もが熟知していた。立法院が台湾に移転し、その後、C・C派が中央の切り崩し工作を経て少数派となったことで、立法院内の派閥構造は安定していったのである。

(二) 立法院内の公職選挙

議会内の派閥政治とは、数の論理であり、資源配分をめぐる合従連衡が繰り返され、多数派を形成したグループが勝利する。台湾の立法院では、ともに二〇〇名前後の勢力を有する座談会派とC・C派が中間派である他派閥・無所属立法委員を奪い合う派閥政治となった。³⁹立法院内の派閥政治は、立法院内および立法院党部内の公職選挙において展開された。まず、立法院の正副院長選挙であるが、立法院が台湾に移転した時、民主自由社と新政俱樂部の支持によって立法院長に当選した童冠賢が台湾に渡らなかつたため、副院長の劉健群（座談会派）が代理を務めていた。一九五〇年一二月に、劉健群は正式に立法院長、黄国書（C・C派、半山）が副院長に立候補し、当選した。この時、すでにC・C派排除の「改造」が開始されたばかりであり、この人事にC・C派は反抗することなく、順調に通過した。しかし、劉健群は公費横領問題の責任を追及されて、辞職に追い込まれた。そこで一九五二年三月、蒋介石はC・C派の大物である張道藩を立法院長に推し、黄国書を副院長に留任させる人事を行った。⁴⁰張道藩は、C・C派の中でも鷹揚な性格で知られ、座談会派からも受け入れ可能な有力立法委員であった。⁴¹また、張道藩は立法委員の中では唯一の中央改造委員でもあり、党中央との関係も良好であった。蔣

介石が「改造」によって排除された非主流派のC・C派から立法院長候補を選んだことには、醜聞により引責辞任をした劉健群の座談会派に対して謹慎を求め、同時にしばしば政府に反対の立場を取りがちなC・C派を慰撫する意図があったものと考えられる。後任の張道藩院長指名案は一九五二年三月六日に開催された立法委員党部党员大会に、蒋介石が例外的に自ら出席することで通過した。⁽⁴²⁾ 蒋介石の出席により、座談会派の反発を抑えることが期待されたものと考えられる。

次に、立法院秘書長、副秘書長であるが、これらの職位は立法院長の指名によって選出され、院会で報告された後、政府によって任命される（「立法院組織法」第三三条）。張道藩院長（一九五二年～一九六一年）の場合は、まず李中襄秘書長（C・C派）と袁雍副秘書長（C・C派）を指名した。しかし、一九五三年に袁雍が辞職した際、張道藩は陳開泗（座談会派）を副秘書長に充てた。そして一九五四年に李中襄が辞職した際には陳開泗を秘書長に繰り上げ、袁雍（C・C派）を副秘書長に復帰させた。⁽⁴³⁾ この座談会派秘書長とC・C派副秘書長のコンビは、張道藩の辞任まで約七年間続き、その後の立法院長は、二大派閥の均衡人事を踏襲した。⁽⁴⁴⁾ つまり、憲法上、立法院秘書長、副秘書長の選出は立法院長の専権事項であるが、歴代の立法院長は、やはり派閥のバランスを考慮して、C・C派と座談会派からそれぞれ一人ずつ選抜することになっていたのである。⁽⁴⁵⁾

次に重要なのは、立法院内に設置された委員会召集委員選挙である。立法院は委員会制を採っており、一二の委員会が常設されている（大陸時期には二二委員会）。各委員会は、一委員会の構成員を九〇名未満とし、立法委員は全員どれかに参加しなければならない（「立法院組織法」第一九条）。第一一会期（一九五三年春の会期）以降、召集委員の人数を、委員会の人数が二〇人未満は一人、二一人から四〇人は二人、四一人以上は三人とした（「立法院組織法」第二〇条）。当初一つの委員会に参加する人数は制限されず、召集委員も抽選で決められたが、⁽⁴⁶⁾ 後には召集委員はまず党内で予備選挙を行い、それから院内での選挙を行うようになった。

表 2-1 立法院第 11 会期各委员会召集委员当选者

委员会	氏名	籍貫	得票	院内派閥	主要経歴及び政治的背景
内 政	嚴廷勳 ⁽¹⁾	山西河津	12 13	座談会	第 6 区行政督察專員兼保安司令。山西省民政庁長。
	周慕文 ⁽²⁾	遼寧遼陽	11	座談会	中央組織部總幹事。瀋陽參議會參議員。
	梁 棟 ⁽³⁾	湖南衡陽		座談会	米シシガン大学政治学修士。第 9 軍政治部主任。江西省党部主任委員。制憲国民大会代表。
外 交	覃 勤 ⁽⁴⁾	湖南常德	19	C・C 派	華容県党部主任委員。組織部設計委員。全国中医師公会常務理事。
	謝仁釗 ⁽⁵⁾	安徽祁門	18	座談会	米アメリカン大学修士。18 軍秘書。第 5 戦区司令長官部秘書。上海市党部書記長。
	劉聖斌 ⁽⁶⁾	遼寧綏中	16	不 明	與潮社總編輯・副社長。東北大学教授。
国 防	臧元駿 ⁽⁷⁾	山東濟寧	12	座談会	黄埔 4 期。三青团中央幹事。
	蕭賛育 ⁽⁸⁾	湖南邵陽	16	座談会	黄埔 1 期。三青团中央幹事。
	王寒生 ⁽⁹⁾	松江穆稜	7	C・C 派	中訓団高級班 2 期卒。国民参政会参政員。制憲国民大会代表。後に新中央。
経 済	胡 淳 ⁽¹⁰⁾	湖北孝感	14	座談会	黄埔系(期別不明)。三青团中央団部組長秘書。總裁官邸連絡秘書。
	汪漁洋 ⁽¹¹⁾	大連市	13	座談会	北海道帝国大学卒。制憲国民大会代表。
	彭爾康 ⁽¹²⁾	湖南攸県	13	C・C 派	南京市党部書記長。中央社会部処長。
財 政	朱文德 ⁽¹³⁾	上海市	21	C・C 派	上海市律師公会常務理事。上海市第 5 区区长。上海市參議會參議員。
	閻孟華 ⁽¹⁴⁾	吉林永吉	13	座談会	東北で抗日運動、終戦後接收工作に従事。
	王治民 ⁽¹⁵⁾	大連市	12	座談会	省政府委員。省政府庁長。国民大会代表。国民参政会参政員。
予 算	劉啓瑞 ⁽¹⁶⁾	安徽貴池	15	C・C 派	安徽省党部主任委員。軍事委員会設計委員。国民参政会参政員。
教 育	林 棟 ⁽¹⁷⁾	江蘇江寧	14	座談会	米シシガン大学政治学修士。中央組織部編纂。江蘇省党部執行委員。江蘇省政府委員。
	王大任 ⁽¹⁸⁾	遼寧遼陽	16	C・C 派	遼寧省参事。省党部委員。中訓団東北分団講師。後に新中央。
	黃龍先 ⁽¹⁹⁾	湖南淑浦	10	座談会	教育部秘書。国立政治大学教授兼主任秘書。

表 2-2 立法院第 11 会期各委員会召集委員当選者

委員会	氏名	籍貫	得票	院内派閥	主要経歴及び政治的背景
交 通	徐君佩 ⁽²⁰⁾	安徽廬江	22	座談会	三青团中央幹事会組織処訓練処副処長。安徽省党部執行委員。
	溫士源 ⁽²¹⁾	天津市	22	C・C 派	中央政治学校訓導班第 2 期。天津特別市党部委員。制憲国民大会代表。
	袁其燭 ⁽²²⁾	江蘇淮陰	16	一 四	中央組織部科長。全国総工会副秘書長。
辺 政	薛興儒 ⁽²³⁾	蒙古 卓索図盟	9	C・C 派	熱河省義通軍団長。熱蒙党部主任委員。蒙蔵委員会委員。
僑 政	何 適 ⁽²⁴⁾	広東恩平	14	C・C 派	経済学博士。中央青年部専門委員。制憲国民大会代表。
	李炳瑞 ⁽²⁵⁾	広東台山	10	不 明	駐米大使館一等書記官。新聞処駐ワシントン辦事処主任。党中央監察委員。
民 刑	張慶楨 ⁽²⁶⁾	安徽滁県	11	一 四	米ノースウエスト大学法学博士。監察委員。
商 法	武督彭 ⁽²⁷⁾	山西武郷	9	C・C 派	山西省党部執行委員。国民参政会参政員。後に新中央秘書長。
法 制	張翰書 ⁽²⁸⁾	河北豊潤	13	不 明	甘肅省党部執行委員。天津市政府簡任秘書。
	張子揚 ⁽²⁹⁾	山西五台	11	C・C 派	中央党務学校卒。中央政治学校教授。山西省党部主任委員。制憲国民大会代表。

出所：中国国民党中央設計考核委員会編『專題研究報告彙編—党務類（三）一』、中国国民党中央設計考核委員会、台北、1971 年〔流出史料〕、155-156 頁、徐瑞希「遷台後立法院国民党派系之研究（第五至第八十三会期）」、台北、国立政治大学政治研究所修七論文、1989 年、81-82、87-88 頁。裘作聖インタビュー、2000 年 12 月 28 日。(1)455 頁；(2)146 頁；(3)228 頁；(4)340 頁；(5)443 頁；(6)411 頁；(7)382 頁；(8)442 頁；(9)33 頁；(10)179 頁；(11)84 頁；(12)317 頁；(13)58 頁；(14)432 頁；(15)26 頁；(16)409 頁；(17)156 頁；(18)頁；(19)338 頁；(20)219 頁；(21)312 頁；(22)194 頁；(23)436 頁；(24)87 頁；(25)109 頁；(26)271 頁；(27)頁；(28)274 頁；(29)250 頁。

文献：中華民国人事録編纂委員会『中華民国人事録』、中国科学公司、台北、1953 年。

表2は、第一一会期の各委員会召集委員の選挙結果である。全体で見ると、二九名の召集委員が選出されており、そのうち主流派である三青团が一三名である。非主流派であるC・C派は一名、一四座談会は二名であり、派閥背景が不明または無派閥の者が三名である。各委員会では、特定の派閥が全召集委員を独占することはなく、多元的な状況にある。一二ある常設委員会の内、特に経済、財政、予算の各委員会は「利益の色彩が強い」ため、各派閥・各立法委員個人が先を争って召集委員職を獲得するための合従連衡を行ったという。⁽⁴⁷⁾各種投票においては、派閥以外にも、出身地、過去のいきさつや貸し借り等、複雑な人間関係のため、現実には派閥を越えた投票行動がなされる。⁽⁴⁸⁾そこで、制限連記式を利用した「配票」(組織的な票の割り当て)や「換票」(候補者同士の票の交換)と呼ばれる投票行動が盛んに行われた。このため、各派閥は内部で各委員会召集委員の人選を決定し、他派閥と調整を経た上で立法委員党部に働きかけて候補者決定をさせ、実際の投票時には、次第に各派閥が投票をコントロールするようになっていった。こうすることで、長い時間をかけて、各委員会で、どの派閥が召集委員を何名確保する、という慣例が形成されていったという。⁽⁴⁹⁾

(三) 立法院における党の公職選挙

前述したように、「改造」の際、立法委員党部には複数の常務委員がおかれ、単独の主任委員はおかれなかった。立法院内で単独の指導的存在が誰かといえば、それは国民党籍の正副立法院長であるが、彼らは党中央で適当な候補者が提起され、党部大会で選出された後、院会で採決され、正式に選出される。しかし、正副院長は、表三を見れば分かるように、党部委員でさえなく、党部内では無役である。したがって、立法院内の派閥構造が影響を及ぼす党職選挙は、立法委員党部委員選挙である。表三を見れば分かるように、立法委員党部の第一期委員は、一四名であるが、座談会が六名、C・C派が七名、無派閥が一名であり、主流派と非主流派は拮抗してい

表3 立法委員党部第1期委員会委員名簿（1951年9月19日選出）

氏名	籍貫	得票数	院内派閥	主要経歴と政治的背景
牛踐初 ⁽¹⁾	江蘇淮安	192	座談会	三青团江蘇支団部幹事。江蘇省参議員。
徐中齊 ⁽²⁾	四川叙永	171	座談会	三青团中央監察。四川省党部執行委員。黄埔系（第5期）。
李曜林 ⁽³⁾	河北興隆	143	座談会	国民革命軍第5軍秘書長。天津師範学校校長。
秦傑 ⁽⁴⁾	南京市	143	座談会	三青团上海支団監察。南京市参議員。
劉効義 ⁽⁵⁾	山東安邱	143	座談会	三青团山東支団幹事兼書記。黄埔系（第6期）。
石九齡 ⁽⁶⁾	遼寧錦州	129	座談会	東北党務辦事処常務委員。軍事委員会委員長侍從室調査專員。
潘衍興 ⁽⁷⁾	広東河源	122	C・C派	惠州国民報社長。広東省政府顧問。後に新中央。
江一平 ⁽⁸⁾	浙江杭県	120	C・C派	上海公共租界工部局局民選華董。国民参政会参議員。
王大任 ⁽⁹⁾	遼寧遼陽	120	C・C派	遼寧省参事。省党部委員。中訓団東北分団講師。後に新中央。
吉佑民 ⁽¹⁰⁾	河北深沢	117	C・C派	河北省党部委員。中央党部專員。社会部顧問。後に新中央。
丘漢平 ⁽¹¹⁾	福建海澄	110	C・C派	福建大学校長。福建省党部執行委員。後に新中央。
段焯 ⁽¹²⁾	甘肅武威	101	C・C派	甘肅省党部執行委員。中央組織部視察。
武誓彭 ⁽¹³⁾	山西武郷	100	C・C派	山西省党部執行委員。国民参政会参政員。後に新中央秘書長。
陳逸雲 ⁽¹⁴⁾	広東東莞	92	無派閥	女性。南京市党部委員。婦女部長。中央候補執行委員。

出所：中国国民党中央設計考核委員会編『專題研究報告彙編—党務類（三）—』、中国国民党中央設計考核委員会、台北、1971年〔流出史料〕、129頁。劉鳳翰ほか訪問・梁肅戎口述『梁肅戎先生訪談録』、台北、国史館、1995年、80頁、徐瑞希「遷台後立法院国民党派系之研究（第五至第八十三会期）」、台北、国立政治大学政治研究所修士論文、1989年、81-82、87-88頁。裴作聖インタビュー、2000年12月28日。(1)7頁；(2)217頁；(3)125頁；(4)190頁；(5)407頁；(6)50頁；(7)387頁；(8)56頁；(9)12頁；(10)53頁；(11)44頁；(12)164頁；(13)131頁；(14)297頁。

文献：中華民国人事録編纂委員会『中華民国人事録』、中国科学公司台北、1953年。

る。第一期立法委員党部委員の選挙方法は記名制限連記式であつた。⁽⁵⁰⁾ 記名制限連記式は、最も結果を操作しやすい投票方式である。過半数の投票者の投票をコントロールすることができれば、連記者数分の当選者を確実に生み出すことができる。しかも記名であれば、「裏切り行為」に対する監視が働く。このため国民党籍立法委員の反発は強く、彼等は一致して記名投票に反対し、第一期委員選出のために使用した投票用紙の即時破棄と、次回以降の投票方法を無記名にすることを要求した。そして、立法委員党部の要求通り、投票用紙は破棄され、第二期以降は、投票方式は無記名単記式に改められた。⁽⁵¹⁾ 第二期以降は、投票結果の操作が困難となり、投票過程は C・C 派の目からみても、公正なものであつたと言われる。⁽⁵²⁾ そしてこれら党職の選挙も、時を経て次第に派閥による調整がなされるようになったといふ。⁽⁵³⁾

ところが、立法委員党部は形骸化し、指導機構として機能していなかつた。規定上は三名の常務委員が日常業務を取り仕切ることとなっているが、実際には委員が輪番制で行つていた。また開催される会議の回数も少なかつた。党員大会に至つては、立法委員党部の「権力機関」と規定されているものの、実際には具体的な職権が規定上明記されていなかつたため形骸化し、ほとんどが党部委員等の選挙のためのみに開催された。法案のほとんどは立法院の各委員会および院会（本会議に相当）⁽⁵⁴⁾ によつて審議され、元来想定されていた重要法案の議論が院会の前に党員大会でなされることは、若干の例外を除きほとんどなかつた。⁽⁵⁵⁾ また、立法委員党部の制度や組織を通じて立法委員を統制すると言うよりも、むしろ党中央が立法委員党部の頭越しに個別の委員に指導を与える事例が多かつたことも、立法委員党部の組織的指導機能の喪失に拍車をかけた。⁽⁵⁶⁾

さらに、基層においては、立法院内の常設委員会召集委員と、上述の党部各小組組長や党部委員の構成員とが一致していないことが問題であつた。⁽⁵⁶⁾ 日常の議事は、当然の事ながら、委員会毎に週に二回行われるのであつて、党部の小組は議事とは無関係である。このため自然と党細胞である小組の活動はおろそかになっていった。規定

上、小組會議は二週間に一回、つまり単純計算をすると一年に約二六開催されることになっている。⁽⁵⁷⁾しかし例えば、現実に一九五二年度に、四七ある立法院党部の小組が小組會議を開催した回数は、三九九回であった。つまり、一年の平均開催回数は、一小组につき約八・五回にすぎなかったのである。⁽⁵⁸⁾つまり立法委員党部の小組活動は、期待された頻度の三分の一程度しか開かれず、全く「形式にすぎなかった」。⁽⁵⁹⁾小组は院会の席次番号を元にしたグループで選出される。まさに形式によって生み出された小组には何の意味もなかったのである。

このほか、党内部の研究では、投票方法を無記名単記式に換えたことで二〇票程度の得票で当選してしまうようになったため、立法委員党部委員の代表性が低下してしまったことと、立法委員党部委員に何の権限もなかったことが、党部の権威低下の主な原因となったという結論を下している。⁽⁶⁰⁾また、立法委員党部の幹部が、組織の権威を通じて立法委員を指揮できないのは、第一期立法委員全員が「同期生」であるためであるとも考えられている。立法院には、党部委員や委員会召集委員や正副院長選出の際、「何回当選」という先任順位 (seniority) に基づく基準が存在しなかった。⁽⁶¹⁾立法委員全員がいつまでたっても「同期生」であるため、公職・党職は必然的に輪番制になってしまう。つまり立法院長でさえ立法委員にとっては権威がない存在である。このことは「非改選」の「万年会」が院内の秩序形成や党政関係のルール形成に大きなマイナスとして働いたことを意味する。国民党籍立法委員達にとって、党部はさしたる意味をもたず、常設委員会こそが日常的な政治的舞台となった。そして、そこに自らを送り込む力、つまり票を持つ派閥こそが立法委員個人にとって意味がある集団なのである。

(四) 中央政策委員会の設置

以上のように「体制内野党」に近い大量のC・C派立法委員を抱えていた立法院は、「改造」によっても党が有効にこれを統制する制度を確立することができなかった。むしろ立法院では、以下のように、「小反乱」が発

生し、党中央との関係は困難を極めた。

第一の事例は、「出版法」修正案事件である。⁽⁶²⁾これは一九五二年に党側が「出版法」に出版物の記載事項を制限する修正の成立を推進していた際、陳博生立法委員（C・C派、報道界代表）が、報道の自由を主張して、最後までこの修正に反対した事件である。この結果、陳博生は党から除名処分という最大の「懲罰」を受けた。当時の除名処分とは、政治的前途を失うのみならず、これに続いて「異議分子」や「匪諜」のレッテルを貼られかねない深刻な処罰であった。⁽⁶³⁾

第二の事例は、「電力費値上げ案」事件である。⁽⁶⁴⁾これは一九五二年に行政院が提出した電力費値上げの議案に、齊世英立法委員（C・C派）が強硬に反対した事件である。齊世英は陳博生同様、蔣介石の逆鱗に触れて党から除名処分を受けた。齊世英は陳立夫が台湾を離れ、陳果夫が死去した後に院内のC・C派を指導する立場にあった有力立法委員であった。しかも齊世英は七〇数名ほどを数える東北地方出身立法委員の中で元老的存在であり、満洲事変以降長年の「流亡生活」を通じて強い団結力を誇る東北出身立法委員の間で高い声望を誇っていた。このため、齊世英除名問題をめぐり、党中央とC・C派委員との関係は極度の緊張状態に陥った。

第三の事例は、「雷震事件」である。これは、一九六〇年に、C・C派と近い関係にあった雷震『自由中国』編集長が、「動員戡亂時期臨時條款」修正により、蔣介石が本来は憲法に違反する總統三選を目指したことに對する反対を強め、地方公職選挙で力を付けつつあった本省人政治エリート等と共に、「中国民主党」を結党しようとした矢先、「匪諜」を庇護したという名目で逮捕された事件である。⁽⁶⁵⁾かつては反共の最強硬派として中共や民主党派と鋭く対立し、中統局（党に設けられた特務組織）を中心に「赤狩り」を強力に推進していたC・C派が、台湾では「自由、民主、人權、法治」の主張を明確に打ち出す一種の「体制内野党」に転換したのである。C・C派は、かつて党中央との駆け引きの中で、黨員総登録を集団で拒否する構えや、新政党結成を示唆する構えを

見せたことがある。⁽⁶⁶⁾特に「電力費値上げ案」で除名処分を受けた齊世英は、その後「民主路線」を採り、雷震、高玉樹、李万居、夏涛声、許世賢、郭雨新等と唱和して新党結成を図った。⁽⁶⁷⁾雷震が逮捕された後、齊世英、端木愷、梁肅戎等C・C派幹部は雷震を弁護する姿勢を見せたため、党中央と何度も駆け引きを行うに到った。⁽⁶⁸⁾結局齊世英が連座されることはなかったが、彼はその後も本省人の党外勢力と連繫し、反国民党勢力の中で隠然たる影響力を保持した。⁽⁶⁹⁾

このように、C・C派の立法委員は、院内外で党中央と繰り返し摩擦を生んだ。党中央は、前述したように、C・C派の切り崩しをしつつ、極端な反対派を孤立化させる手段に出る一方で、制度面での対応も同時に強化した。まず、「改造」時期に中央党政聯系座談会、立法委員党部座談会、全体黨員立法委員談話会などを開催して党中央と立法委員党部との調整を図った。ただしこれらの会合はあまり機能しなかったと言われる。⁽⁷⁰⁾

そして、一九五二年一〇月には国民党第七次全国代表大会（以下、七全大会）が開催され、党章の六条が、「本党改造綱要（修正案）」二十九条を参考に、以下のように修正された。

第六条 本党の党政関係は、政党政治を實行し、主義に基づいて政策を制定し、政策をもって人事を決定し、組織をもつて黨員を管理することであり、政務に従事する黨員が責任を持つて貫徹、実施しなければならない。

党章の改訂は、党中央が党政関係の強化・発展に対して強い意思表明を行ったに等しかった。七全大会直後の一九五二年一月に開催された中央委員会常務委員会では、党政関係を担当する中央党部第五組を廃止し、その代わり中央委員会常務委員会の下に中央党政関係会議（正式には「中央委員会常務委員会党政関係会議」）を設け、そこで党政関係の調整を行うこととした。党政関係会議は党秘書長が議長（「主席」）を務めることとなり、それまで党政関係を担当した第五組よりも格上げが図られた。立法院の構成員は、正副院長、秘書長のみならず、立法委員委員や案件の性質に応じて、関連委員会の召集委員等が選ばれた。⁽⁷¹⁾

表 4-1 党政関係会議を通じて立法過程を完成した重要法案 (1954年 7 月10日まで)

事 案	会期会次	通過日	出席	表決	賛成	経 過・備 考
53年度中央政府 総予算案	10期秘 7 次	52.12.10	331			審査報告に基づき、異議なく 通過。
電力費値上げ案	10期27次	52.12.31	397	272	243	審査報告に基づき、電力価格 の計算公式を修正通過し、53 年 1 月より実施。中央が最後 に32.2%増加をぎりぎりで決 定。
実施耕者有其田 条例案	10期31次	53. 1 .20	443	253	222	実施耕者有其田草案、修正し 通過。
修正立法院議事 規則之表決方式	10期30次	53. 1 .19	453	278	156	修正条文が案通り通過。
廃止中蘇友好同 盟条約案	11期 3 次	53. 2 .24	447	193	193	通過
修正立法院組織 法、立法院各委 員会組織法	11期 4 次	53. 2 .27	448			魏惜言委員等80名が附議し、 修正条文が異議なく通過。
打銷高廷梓等提 案	11期10次	53. 4 .10	396			本案は報告事項であり、法制 委員会の報告は審査を経た結 果院会に報告して審議せず。
立法委員職再延 長一年案	11期11次	53. 4 .24	370			異議なく賛同。
宣誓条例案	11期11次	53. 5 .29	457			第 8 条を「陸海空軍部隊人員 の宣誓は別にこれを定める」 等二読条文に基づき修正し、 通過。
警察法案	11期25次	53. 6 . 2	411			第10次会議で中央の指示に基 づき再度審査に付し、第25次 会議にて立法手続きを官僚す ることを決議。
万国郵政公約及 協定案	11期27次	53. 6 .12	415			通過。
中央政府特別予 算案	11期秘14次	53. 6 .25	452			審査意見に基づき通過。
提高食塩税価案	11期秘14次	53. 6 .25	452			口頭表決にて通過。

表 4-2 党政関係会議を通じて立法過程を完成した重要法案（1954年7月10日まで）

事 案	会期会次	通過日	出席	表決	賛成	経 過・備 考
処理文群等提請 立委出欠准予通 補案	12期2次	53.9.11	443			口頭表決にて審議せず。
公務人員任用俸 給法	12期3次	53.9.15	374			第4条第2項を若干修正。
公務人員考績法	12期8次	53.10.30	410			修正通過。
国大代表出欠通 補補充条例	12期4次	53.9.25	410	158	149	全案条文修正通過。
54年度中央政府 総予算案	12期秘15次	53.12.17	354			二読終了後、異議なしのため 三読省略して終了。三読通過。
劉全忠等提議修 正中央銀行法案	12期					53年10月14日、中常会第63次 会議にて審議の暫時緩和を決 定し、関連同志に通知済み。
処理嚴廷颺等提 議関於實施耕者 有其田案之意見	12期秘18次	53.12.29	487			審査意見に基づき通過。
奄美群島帰属問 題案	12期13次	53.11.27	409	164	110	通過。
總統副總統選舉 罷免法第4条3 款2項修正条文 草案	13期8次	54.3.12	461	200	189	第4条条文修正通過。
總統副總統宣誓 条例草案	13期18次	54.5.7	404	161	87	賛成は大法官主席を宣誓監察 者として、挙手者87名、在場 者161名、多数賛成で全案通過 し、三読は異議なく通過。
財務罰鍰处理条 例	13期秘4次	54.4.9	389			標題を「財務罰鍰处理暂行条 例」に修正し、逐条討論を経 て条文を修正し、三読通過。
引渡法草案	13期13次	54.4.11	397			草案を修正し、通過。
外国人投資条例 草案	13期30次	54.7.6	411			逐条討論し、通過。彭爾康等 8点意見を提起し三読通過。

出所：崔書琴「論立法與党政関係」、中国国民党中央設計考核委員会編『專題研究報告彙編—党務類
(三)一』、台北、中国国民党中央設計考核委員会、1971年(流出史料)、110-113頁。なお、「秘」
とは秘密会議の意味である。

表 4 は、党政関係会議成立後組織を通じて立法過程を完成した重要法案の審議・通過状況をまとめたものである。この表を見る限り、「党中央の指導は成功しているというべき」⁽⁷²⁾である。党中央が通過を指示した案件は通過し、否決を決定した案件は「審議せず」と議決しているからである。しかし、少なからぬ案件は、党内で多くの根回しや説得工作を行った後にやっと通過している。また通過した案件でさえ、原案と最終案との間にはかなりの差ができてしまったという。こうした調整の結果、法案が修正されるのは、民主国家であれば当然のことであるが、権威主義的な党中央には、立法院の自律的行動を当然視しない風潮があったものと考えられる。

また、党政関係会議に中央常務委員、秘書長、および立法委員党部委員が全員参加したとしても、彼等の代表性には限界があった。なぜなら、彼等には党中央や立法院内での決定権がないからである。結局党政関係会議参加者の中で、同席した関連部門の責任者等と話し合って、同会議の場で行政院を代表した決定を下すことができるのは行政院長だけであり、立法院を代表して決定を下すことのできる責任者は一人もいなかったのである。このような状況の下では、結局党政関係会議は、「意見交換以外には、決定的な役割を発生させることは自ずとできなかった」⁽⁷³⁾のであった。

一九五五年に、国民党は、調整機能の強化をねらって中央党政会議を中央政策委員会（正式には「中央委員会常務委員会政策委員会」として発展的に改組・改称した。従来の党政関係会議は、中央党部秘書長が前面に出て中央民意代表機構との調整に当たったが、中央民意代表の経験がない秘書長（当時は唐縱）が党政関係の調整を担当するのには限界があった。そこで、中央政策委員会では、国民大会代表、立法委員、監察委員、および各党各派を担当する党幹部の計四名の副秘書長を設置し、彼等に中央民意代表機構との調整業務を担当させたのである。これは立法院との調整を有力な立法委員に党職を与えた上で行われたことになり、いわば「餅は餅屋に任せる」やり方であるといえる。⁽⁷⁴⁾

また、蔣介石は、中央政策委員会の初回会合において、異例にも自ら参加し、議長（「主席」）を務めた。蔣介石は中央に座り、右側に唐縱中央党部秘書長を、左側に谷鳳翔中央政策委員会秘書長を座らせることで、中央政策委員会の「格上げ」を印象づけようとした。これは、中央政策委員会秘書長が、中央党部秘書長に次ぐ地位にあることを暗に示唆していた。事実、後に谷鳳翔は唐縱の後任として中央党部秘書長に昇進した。また、副秘書長を務めた国民大会代表も、その後国民大会秘書長に転出するなどの昇進の機会が与えられた。つまり、蔣介石は、「小反乱」への処罰だけではなく、中央民意代表が党中央のために働く、昇進の機会が増大するような仕組みを構築したのである。こうして制度と人事の改革を通じて、権威を高められた中央政策委員会の下、中央の党政関係は、少しずつ円滑に進むようになっていったといわれる。⁽²⁵⁾

五 結 語

本稿の考察を通じて、以下の五つの点が明らかになった。

第一点は、中央民意代表が事実上の「非改選」状態となり、特に重要な立法委員が「万年議員」となったことが、党中央による立法院への統制を困難にしたことである。蔣介石は、「法統」確保のため、憲法と中央民意代表機構に手をつけなかった。このため立法院では一九四七年当時の民意と派閥がそのまま凍結されてしまった。「改造」と「白色テロ」により派閥が一層された国民党体制の中で、立法院は派閥主義により日常的に運営されるほぼ唯一の中央級国家机关となった。派閥主義で運営された立法院では、様々な公職選挙や投票行動において国会らしい慣例やルールを形成し、党政関係を調整する制度化を促進するようになったのである。

第二点は、党と三つの中央民意代表機構との実際の関係が、それぞれ憲法上の職権の違いによって決定づけら

れたことである。党内の党政関係における諸規定では、党と三機構との関係は、ほぼ同じ文言が用いられた。しかし、実際には、低調だった国民大会に比べ、政府の監察を行う監察院は倒閣運動を行うほどの自律性を有していたし、行政院長への同意権や、立法・予算の審査権を有する立法院は、時には蔣介石の意思を無視するだけの自律性を有していたのである。

第三点は、国民党の属性である「革命民主政党」、すなわち議会外政党としての特徴が、党と中央民意代表機構との関係、特に党と立法院との関係を緊張させたことである。国民党は国会中心主義を採らなかったため、立法院党部は、民意を必ずしも代表しない党中央、特に総裁の指導に従う義務を負わされていたのである。

第四点は、党政関係会議、中央政策委員会の設置により、党の立法院への統制が徐々に成功したことである。特に中央政策委員会において、党と中央民意代表機構との調整の場を作り、さらに党中央への協力者を昇進させるシステムを作ったことは、党の国会対策を円熟させ、中央民意代表機構との関係を円滑なものに変えていった。第五点は、党中央が、C・C派を抑制するために、非制度的な分断工作も行っていったことである。一部のC・C派委員は買収を受けて座談会派に寝返ったし、脅迫も行われた。しかし、国民党籍委員への最大の懲罰は除名であるにすぎず、暗殺や「白色テロ」のような極端な粛清は行われなかった。「改造」と「白色テロ」を通じて党内・軍内で派閥が解消される中でも、派閥政治は維持された。党が暴力を用いず、あくまで多数派工作によって立法院を統制したことは、国民党・国府体制の形式を重視する法治主義的側面を示唆している。

大陸時期において、立法委員は各地における地盤を有しており、軍事力を背景にする立法委員さえいたが、台湾に撤退してから、立法委員が自らを守るためには議会におけるゲームのルールに頼るしかなかった。議会におけるゲームのルールは多数決であり、比較多数を形成するのに必要なのは派閥であり、派閥主義政治が議会における主軸となるのは自然な発展方向であった。党と中央民意代表機構との関係は、制度上は議会外政党による民

主集中制が原則になっているが、實際に民意を反映する選挙を一度でもやってしまうと、たとえそれがどれほど不完全な選挙であろうとも、党は議会に対して、完全な統制を取ることができなくなってしまうことがわかる。しかも皮肉なことに、改選を停止したことが、独裁政権下における中央民意代表達の地位を守ることになった。ただ、一方で改選により民意の洗礼を受けて自らの立場強化を図れなかったことは中央民意代表の最大の弱点でもあった。「万年国会化」にともない、彼らの選肢はますますせばまり、党中央との妥協による現世利益獲得を選ぶようになったのである。しかも、さらに皮肉なことに、国民党・国府体制の中で唯一の「民主的国家機関」であつた中央民意代表機構でさえも、台湾本省人にとつては、蒋介石・経国父子を頂点とする、外来者支配と国民党一党独裁体制の象徴の一つに過ぎなかった。とはいえ、国会としての体裁が維持された中央民意代表機構は、後年の民主化における最大の舞台となつた。法統体制をかううじて維持していた「万年国会」の生命が、文字通りついでようとした一九九一―九二年に、中央民意代表機構は台湾地域のみで全面改選された。早い時期から国会を手なずける術を磨いていた国民党は、国会の全面改選と新国会の出現という事態に迅速に適応し、国民党政権は約一〇年延命した。そしてその一方で、選挙で選ばれた国会は、国民党を民主政党へと脱皮させていたのである。

(1) 本稿では、特に断らない限り台湾とは台湾移転以降の中華民国政府が実効支配を続けている全領域のことを意味している。中華民国政府とは、中華民国国民政府（一九二八年に正式に成立した南京政府）以降の中華民国政府を指しており、その実効支配領域の変化や国際的承認の多寡を問わず、便宜上国府と表記する。

(2) 若林正丈『台湾―分裂国家と民主化―』、東京大学出版会、一九九二年、八一頁。

(3) 「改造」とは、一九五〇年から五二年にかけて行われた大規模な国民党の党务改革である。その内実は蒋介石による「領袖独裁」を極限まで推し進め、地方派閥と同時に中央派閥のC・C派を排除して陳誠と蔣経国の両系統によ

って党を建て直すというものであった。拙稿「中国国民党の『改造』—領袖・党・政府—」『法学政治学論究（慶應義塾大学）』、第二一号、一九九四年六月、一〇六—一〇九頁。

(4) 本稿で使用する「党政関係」は、支配政党と主要国家機関との権力関係という意味である。通常は行政院・各級政府と各級民意代表機構（国民大会、立法院、監察院、および地方議會）が主対象であるが、広義では司法院、考察院も含まれる。

(5) 「憲政論アブローチ」に属すると思われる党政関係の先行研究は、以下を参照のこと。林桂圃「中国党政関係剖析」、中山學術文化基金董事會編『中山學術文化集刊』第五集（中山學術文化基金董事會、台北、一九七〇年）。曾濟群「中国国民党党政協調制度的演變—一九四八—一九七六—」、『人文學報』第二期（一九七六年七月）。許福明「中国国民党改造（一九五〇—一九五二）—兼論其對中華民國政治發展的影響—」、正中書店、台北、一九八六年。馬起華「中国国民党在党政關係中的角色與功能」、近代中国双月刊（第五二期、一九八六年四月三〇日）。李雲漢「中国国民党遷台後党政關係制度的演變」、国父建黨革命一百周年學術討論集編輯委員會編『国父建黨革命一百周年學術討論集』第四冊（近代中国出版社、台北、一九九五年）。沈建中『中国国民党党政關係之研究』、商鼎文化出版社、台北、一九九六年。

(6) 国民大会代表の場合は、会期中国民大会の許可を経ずに逮捕または拘禁をしてはならないことになっており、立法委員と監察委員はそれぞれ立法院、監察院の許可を経ずに逮捕または拘禁をしてはならないことになっている（『中華民國憲法』第三三条、第七四条、第一〇二条）。したがって、「許可」を得ることが容易な孤立した無名の代表は別として、有力な代表を逮捕・拘禁することは、所属派閥全体の反発を引き起こすことになりかねず、きわめて困難であった。

(7) 趙自齊口述・遲景德・吳淑鳳訪問紀錄整理『趙自齊先生訪談錄』、国史館、台北、二〇〇〇年、一〇七頁。

(8) 「中国国民党国民大会党团组织綱要」、中国国民党中央改造委員會第七〇次會議紀錄、一九五一年一月三日（『党史公藏』6.42/8.10）。

(9) 雷震「国民大会要走到那裏去？」上・下（『自由中国』、第八卷第二〇期、一一期、一九五三年五月一六日、六月一日）。

- (10) 横山宏章『中華民國史―專制と民主の相克―』、三一書房、一九九六年、一八六―一九六頁。
- (11) 林桂圃『中国党政關係剖析』、中山學術文化基金董事會編『中山學術文化集刊』第五集(中山學術文化基金董事會、台北、一九七〇年)、二二九頁。
- (12) Hung-mao Tien, *The Great Transition: Political and Social Change in the Republic of China*, Hoover Institution, Stanford University, Stanford, 1989, pp. 155-156 (田弘茂著・中川昌郎訳『台湾の政治―民主改革と經濟發展―』、サイマル出版會、一九九四年、一九八頁)。
- (13) 「中国国民党直屬監察院黨團組織綱要」、中国国民党中央改造委員會第三六次會議紀錄、一九五〇年一月一二日〔党史會藏 6.42/5.6〕。
- (14) 監察委員の法定定数は二三三名、選出者数は一八〇名、一九五〇年の推定渡台者は九三名にすぎない。国史館徵校臨時政科編『中華民國行憲政府職名錄―自行憲至民國六十七年五月―』、国史館、台北、一九八八年、二五四―二五五頁。鄭牧心『台灣議會政治四〇年』、自立晚報出版、台北、一九八七年、一一九―一二〇頁。
- (15) 孫立人事件は長年真相が不明であったが、二〇〇一年に冤罪事件だったことが確定した。何国明「監院通過蒐証報告孫立人、郭廷亮獲平反」、『聯合報』、二〇〇一年一月一〇日。
- (16) 陳紹賢「改進中央黨政關係之研究」(專題研究報告、中央委員會設計考核委員會、一九五七年〔党史會藏〕、五頁。結局監察院の作成した報告書は三八年後の一九八八年になってようやく公表された。
- (17) 陳紹賢、前掲論文、六―七頁。
- (18) 陳浩「国民党派系風波六十年(上)」、『時報雜誌』、第二二八期、一九八四年四月、二一―二二頁。
- (19) 同右、二一―二二頁。
- (20) 陳紹賢、前掲論文、五頁。
- (21) 「中国国民党立法委員臨時黨部組織綱要」、中国国民党中央改造委員會第九次會議紀錄、一九五〇年八月二二日〔党史會藏 6.42/2.9〕。
- (22) 「中国国民党直屬立法委員黨部組織綱要」、中国国民党中央改造委員會第二二次會議紀錄、一九五〇年九月二〇日〔党史會藏 6.42/4.1〕。

- (23) 「中央直属立法委員党部工作績効檢討報告一件、提請 核議案」、中国国民党中央改造委員會第一五七次會議紀錄、一九五一年六月二〇日〔党史會藏 6.42/17.7〕。
- (24) 「總裁指示」、中国国民党中央改造委員會第一六二次會議紀錄、一九五一年六月二八日〔党史會藏 6.42/18.2〕。
- (25) 「中国国民党立法委員党部組織規程」、中国国民党中央改造委員會第一八九次會議紀錄、一九五一年八月一三日〔党史會藏 6.42/20.9〕。
- (26) 崔書琴「論立法與党政關係」、中国国民党中央設計考核委員會編『專題研究報告彙編—党务類 (二)』(中国国民党中央設計考核委員會、台北、一九七一年(流出史料))、九七頁。この史料は、一九五四—五五年頃に書かれた報告書を再録した資料集である。
- (27) 同右、九六頁。この指導とは原語で「領導」であるが、日本語の意味よりも意味が強く、「指示」や「命令」に近い。民主集中制における指導・被指導関係とは、単なる組織的な上下関係ではなく、上級が教え導き、下級が学ぶという指導関係である。立花隆『日本共産党の研究』、第一巻、講談社、一九八三年、三三二—三三三頁。
- (28) 「議會内政党」と「議會外政党」については以下を参照のこと。猪口孝ほか編『政治学事典』、弘文堂、二〇〇〇年、六一六頁。
- (29) 「中国国民党立法委員党部組織規程」、中国国民党中央改造委員會第一八九次會議紀錄、一九五一年八月一三日〔党史會藏 6.42/20.9〕。
- (30) 拙稿、前掲論文、一〇七頁。
- (31) 立法院内派閥の消長は極めて複雑であり、回想者によっても若干の違いがある。以下の回想録および先行研究を参考にした。蔣京訪問・紀錄『蕭贊育先生訪問紀錄』、近代中国出版社、台北、一九九二年、九五—九八頁。陸寶千訪問・鄭麗榕紀錄『黃通先生訪問紀錄』、中央研究院近代史研究所、台北、一九九二年、二七二—二七六頁。沈雲龍訪問・陳三井ほか紀錄『周雅能先生訪問紀錄』、中央研究院近代史研究所、一九八四年、台北、一六七—一七〇頁。劉鳳翰ほか訪問・梁肅戎口述『梁肅戎先生訪談錄』、国史館、一九九五年、台北、六一—九〇頁。沈雲龍ほか訪問・林忠勝紀錄『齊世英先生訪問紀錄』、中央研究院近代史研究所、台北、一九九〇年、二八二—二八三頁。徐瑞希「遷台後立法院国民党派系之研究(第五至第八十三会期)」、国立政治大学政治研究所修士論文、台北、一九八九年、第三

- 第四章。趙自齊口述・遲景德・吳淑鳳訪問紀錄整理、前掲書、八六〇頁。
- (32) 蔣京訪問・紀錄、前掲書、九五〇九八頁。陸寶千訪問・鄭麗榕紀錄、前掲書、二七二二七六頁。趙自齊口述・遲景德・吳淑鳳訪問紀錄整理、前掲書、九六〇九七頁。
- (33) C・C派秘書を務めた梁肅戎元立法院長に対して、二〇〇一年八月一日に行ったインタビューによる（以下、梁肅戎インタビュー、二〇〇一年八月一日）。
- (34) 梁肅戎インタビュー、二〇〇一年八月一日。
- (35) 党中央によるC・C派分断工作の手段は、主に買取であり、主に周宏涛中央党部副秘書長の時期に頻繁になされたという。梁肅戎氏は、買取によるC・C新中央の成立時期を一九六〇年代であると証言したが、周宏涛中央党部副秘書長の任期（一九五七〇五九九年）から判断すると、一九五〇年代後半であり、これは梁肅戎氏の記憶違いであるものと考えられる。C・C新中央構成員の多くは、C・C派の幹部であり、彼等の分裂行為は、C・C派にとって大きな打撃となったという。梁肅戎インタビュー、二〇〇一年八月一日。
- (36) 蔣京訪問・紀錄、前掲書、九五頁。陸寶千訪問・鄭麗榕紀錄、前掲書、二七二二七六頁。
- (37) 沈雲龍訪問・陳三井ほか紀錄、前掲書、一六七〇一六九頁。
- (38) 劉鳳翰ほか訪問・梁肅戎口述、前掲書、六一〇九〇頁。
- (39) 梁肅戎インタビュー、二〇〇一年八月一日。
- (40) 徐瑞希、前掲論文、三六〇三七頁。梁肅戎インタビュー、二〇〇一年八月一日。
- (41) 陸寶千訪問・鄭麗榕紀錄、前掲書、三一四頁。
- (42) 崔書琴、前掲論文、一三三頁。
- (43) 国史館徵校処時政科編、前掲書、二八七、三〇五、三二五、四五四頁。
- (44) 徐瑞希、前掲論文、三八〇三九頁。
- (45) 徐瑞希氏が立法委員に対して行ったインタビューによる。同右、三八〇三九頁。
- (46) 崔書琴、前掲論文、一五〇頁。
- (47) 徐瑞希、前掲論文、三九頁。ただし、梁肅戎氏によると、利権のある委員会召集委員を争う現象は、一九七〇年

代以降であるという。梁肅戎インタビュー、二〇〇一年八月一五日。

(48) 陸寶千訪問・鄭麗榕紀錄、前掲書、三一五～三一八頁。裴作聖インタビュー、二〇〇〇年十二月二八日。

(49) 徐瑞希、前掲論文、三八～三九頁。

(50) 崔書琴、前掲論文、一二九頁。「改造」時期の最初の立法委員党部委員は、小組長をそのまま委員にしたが、第一期は黨員立法委員全員を対象とした制限連記式であり、第二期以降は単記式である。

(51) 同右、九九～一〇〇、一二八頁。

(52) 梁肅戎インタビュー、二〇〇一年八月一五日。

(53) 徐瑞希、前掲論文、四一～四二頁。

(54) 崔書琴、前掲論文、一〇〇頁。

(55) 陳紹賢、前掲論文、九頁。

(56) 第一一會期各委員會召集委員と同時期の立法委員党部第二期委員會委員（一九五二年一月二十九日選出）で、一致しているメンバーは一人もいない。このため、小組組長と両者を一致させる事も検討された。崔書琴、前掲論文、一三〇、一五一頁。

(57) 「中国国民党立法委員党部組織規程」、中国国民党中央改造委員會第一八九次會議紀錄、一九五一年八月二三日
〔党史會藏 6.42/20.9〕。

(58) 崔書琴、前掲論文、一二五頁。

(59) 同右、九八～九九頁。

(60) 同右、九九～一〇〇頁。

(61) 同右、一四八頁。

(62) 陸寶千訪問・鄭麗榕紀錄、前掲書、三一九～三二〇頁。趙自齊口述・遲景德・吳淑鳳訪問紀錄整理、前掲書、一三四～一三六頁。

(63) 劉鳳翰ほか訪問・梁肅戎口述、前掲書、七九頁。

(64) 陸寶千訪問・鄭麗榕紀錄、前掲書、三一九～三二〇頁。劉鳳翰ほか訪問・梁肅戎口述、前掲書、八一～八二頁。

趙自齊口述・遲景德・吳淑鳳訪問紀錄整理、前掲書、一三七～一三八頁。袁固「国民党立委齊世英被開除了黨籍嗎？」、『自由中國』（第二卷第一期、一九五五年一月五日）、五五頁。

(65) 雷震事件に関しては、以下を参照のこと。馬之驢『雷震與蔣介石』、自立晚報文化出版部、台北、一九九三年、第四、五章。

(66) 劉鳳翰ほか訪問・梁肅戎口述、前掲書、七九～八一頁。

(67) 同右、八二～八四頁。

(68) 同右、八三～八五頁。

(69) 党外勢力の指導者であった康寧祥によると、一九七二年に立法委員に当選して以来、党外勢力は齊世英から多大な支援を得たという。「附録一 紀念民主的播種者齊世英先生——康寧祥先生訪問紀錄」、同右。また、梁肅戎は後年、台湾独立運動の指導者である彭明敏の弁護や、党外勢力との調整等の役割を演じた。同右、一八九～二二二頁。梁肅戎インタビュー、二〇〇一年八月一日。

(70) 曾濟群、前掲論文、四七～五〇頁。

(71) 林桂圃、前掲論文、二一八～二一九頁。

(72) 崔書琴、前掲論文、一一三頁。

(73) 同右、一一四～一一五頁。

(74) 陸寶千訪問・鄭麗榕紀錄、前掲書、三三〇～三三一頁。

(75) 同右、前掲書、三三三頁。